

様式第一

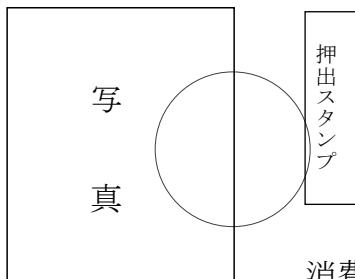
(表)

第 号

家庭用品品質表示法第19条第3項の規定による

立 入 檢 査 証

職名及び氏名



年 月 日 生  
年 月 日 交付

消費者庁長官、経済産業大臣、経済産業局長、  
都道府県知事又は市長

印

(裏)

家庭用品品質表示法抜粋

第19条 内閣総理大臣又は経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、製造業者、販売業者（卸売業者に限る。）若しくは表示業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者（卸売業者を除く。）から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

三 第19条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B8とすること。